

大崎地区地域づくり協議会規約

(設置と目的)

- 第1条 南魚沼市コミュニティ活性化事業により、大崎地区の自治活動の活性化を図り、地域づくりの推進に必要な事業を行うため、「大崎地区地域づくり協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。
- 2 大崎地区地域づくり協議会の事務所は「大崎地区センター(大崎農業会館内)」(以下「地区センター」という)内に置く。

(事業)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 自治意識の向上と行政区間の人及び物の交流と活性化を図る。
- (2) 住民と行政の協働による軽微な道路修繕等の実施。
- (3) 前各号に定めるもののほか、協議会が認めた公共的団体の事務局事務及び協議会と市との間において決定された事務。

(構成及び評議員)

- 第3条 協議会は、大崎地区のすべての住民をもって構成し、多様な住民意見を事業に反映させるため住民の代表として評議員をおく。
- 2 評議員の定数は、次の各号にかかげる区分により定める人数とする。
- | | | | |
|---------------------|----|-----------|----|
| (1) 大崎区は行政区長が評議員となる | 8人 | | |
| (2) 大崎区代議員 | 2人 | (3) 柳古新田区 | 2人 |
| (4) 海士ケ島新田区 | 2人 | (5) 今町新田区 | 2人 |
| (6) 水尾区 | 3人 | (7) 穴地区 | 2人 |
| (8) 穴地新田区 | 2人 | (9) 八色原区 | 2人 |
| (10) 国際町区 | 1人 | | |
- 3 前項各号の行政区の住民数に変動が生じ、評議員数の定数に不合理が生じたときは、当該住民数を勘案し、総会(第9条の総会をいう。以下同じ)の議決を経て修正することができる。
- 4 当該年度の大崎地区内の行政区長(以下「行政区長」という。)と、大崎区代議員のうち2名は必ず評議員に就任するものとし、これをもって第2項の定数に充足しない場合は、各行政区の推薦により選任する。

(評議員の任務)

- 第4条 評議員は次の任務を負う。
- (1) 当該行政区の住民代表として細やかに住民ニーズを把握し、協議会の計画する事業等に対し住民要望を具申すること。
- (2) 実施決定された事業については住民参加を促し、事業実施に関し協力すること。
- (3) 総会において議決し、又は承諾若しくは不承諾の意思表示をすること。

(役員)

第5条 協議会は、事業の円滑な執行のため役員をおく。

2 役員の種類及び定数は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------|----|----------|----|
| (1) 会長 | 1人 | (2) 副会長 | 3人 |
| (3) 広報係 | 3人 | (4) 事務局長 | 1人 |
| (5) 監事 | 2人 | | |

3 会長、副会長は、評議員の互選により選任する。ただし、会長は、評議員外からの選任も可とし、副会長の内2名は大崎区長、公民館大崎分館長が就任するものとする。

4 広報係は、評議員の中から会長が選任する。ただし、広報係りの1人については、一般住民の中から会長が選任し、総会の承認を得て就任することができる。

5 監事は、評議員又は一般地域住民の中から会長が選任し総会の承認を得る。

6 事務局長には大崎地区センター事務長（以下「事務長」という。）が就任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、事業を統括し、総会の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 広報係は、協議会の事業を地域住民に周知するとともに、地区外にもその情報を発信し地域の活性化に努める。

4 事務局長は会長の指揮の下、協議会の事務全般をおこない、協議会の議事録を作成する。また、会長とともに協議会の収入及び支出を管理し、予算及び決算を作成する。

5 監事は、協議会の事業並びに会計を監査する。

(評議員及び役員の仕事)

第7条 評議員及び役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第3条第2項の規定により当該年度の評議員又は役員となった場合の仕事は、前項の規定にかかわらず、当該者の仕事とする。

3 仕事の途中で退任した評議員及び役員（前項の場合を含む。）の後任の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 この協議会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が選任し総会の承認を得るものとする。

3 顧問は、会長が必要とするときに召集するものとし、意見を述べることができる。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は新年度及び前年度の評議員をもって構成し、評議員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年度の始めに年1回の開催とし、

臨時総会は、その年度の評議員をもって構成し、必要に応じて開催することができる。

4 役員会は、事業を円滑に運営するため、会長が必要に応じて召集する。

(総会の議決事項)

第10条 次の事項は、総会の議決又は承認を経なければならない。

(1) 年間事業計画及び事業報告

(2) 予算及び決算

(3) 役員の変更及び人事案件

(4) 規約の変更

(5) その他協議会の運営上重要な事項

2 総会の議決は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営経費)

第12条 協議会の運営に必要な経費は、南魚沼市地域コミュニティ活性化事業交付金並びに地域活動拠点支援交付金及びその収入をもってあてる。

(地区センター長の選任)

第13条 事務長は、地域住民の中から会長が公募により選任し、事務長の勤務形態・報酬等は委託契約において定める。

2 前項の事務長の選任及び委託契約は、総会の承認を得なければならない。

(補 則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関する必要な事項は会長が総会に諮り、これを定める。

附則

- ・この規約は平成21年3月31日に制定し、平成21年3月31日より施行する。
- ・この規約の改正は平成22年4月13日に制定し、平成22年4月13日より施行する。
- ・この規約の改正は平成23年4月12日に制定し、平成23年4月12日より施行する。
- ・この規約の改正は平成24年3月29日に制定し、平成24年3月29日より施行する。
- ・この規約の改正は平成28年4月12日に制定し、平成28年4月12日より施行する。